

## 国土審議会北海道開発分科会における調査審議事項等について

〔平成24年2月27日  
北海道開発分科会決定〕

## 1 背景

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（以下「第7期計画」という。）においては、「計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検を行う」とされており平成24年度が当該年度となることから、同計画の施策の点検を行い、今後の課題や同計画の推進方策を明らかにすることが必要。

## 2 調査審議事項

### ① 第7期計画の施策の点検に関する事項

第7期計画に基づく各種施策のこれまでの進捗状況を把握し、同計画の目標の達成状況を評価し、課題を明らかにする。

### ② 今後の第7期計画の推進方策に関する事項

近年の社会情勢の変化や、上記①の第7期計画の施策の点検を踏まえ、平成25年度以降の同計画の推進方策を明らかにする。

## 3 検討体制

国土審議会北海道開発分科会に計画推進部会を設置し（別紙1）、平成25年1月を目途に報告を取りまとめる（別紙2）。

## 北海道開発分科会計画推進部会設置要綱

### (設置)

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、北海道開発分科会（以下「分科会」という。）に計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

### (任務)

- 2 部会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を平成25年1月を目途に分科会に報告する。
  - 一 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」の施策の点検に関する事項
  - 二 今後の同計画の推進方策に関する事項

### (庶務)

- 3 部会の庶務は、国土交通省北海道局総務課において処理する。

### (雑則)

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成24年2月27日から施行する。

分科会の開催スケジュール

- 平成24年2月27日 ・第12回北海道開発分科会  
(調査審議事項について 等)
- 平成24年3月～6月 ・計画推進部会 (4回程度開催)
- 平成24年7月頃 ・第13回北海道開発分科会  
(中間報告とりまとめ 等)
- 平成24年夏頃 ・中間報告に関するパブリックコメントの実施
- 平成24年秋頃 ・計画推進部会 (2回程度開催)
- 平成25年1月頃 ・第14回北海道開発分科会  
(最終報告とりまとめ)